



※該当する欄の□に必ずチェック☑して下さい。

③-1 【生活保護世帯】

- (株)池田ケーブルネットワークが申請理由の存続確認のため三好市へ照会すること、および三好市が回答することに同意します。

【証明欄】申請者の世帯は生活保護世帯に相違ないことを証明する。

ケース番号[ ] 年 月 日
三好市福祉事務所長 印

③-2 【高齢者単独世帯】

- 下記の表のとおり 80 歳以上の者のみの世帯であることに間違いありません。

Table with 5 columns: No., Name, Applicant, Date of Birth, Age. Row 1: 1, Name, 本人, . ., . Row 2: 2, Name, . ., .

③-3 【月5日以上居住しない世帯】

- 次の理由により設置場所の住所に月5日以上居住実態がないことに間違いありません。
※居住実態がない理由を記入して下さい

- 年1回(株)池田ケーブルネットワークからの依頼に基づき申請理由の存続確認の書類を提出します。
<証拠書類添付>
1. 現住所が確認できる書類の写し(運転免許証、健康保険証等)
2. 居住実態がないことが確認できる書類(電気料金の写し等)
3. その他(

③-4 【障害者を有する世帯】

- (株)池田ケーブルネットワークが申請理由の存続確認のため三好市へ照会すること、および三好市が回答することに同意します。

(注意事項)

- 1 この申請書に同意し提出することにより、加入負担金及び基本利用料の軽減を受けることが出来ます。
2 軽減を受けられる期間は、この申請書の提出のあった日の翌月から申請理由に該当しなくなった月までになります。
3 申請理由が「1. 生活保護世帯」「4. ~6.」の場合は照会に同意いただくことで毎年申請は必要ありませんが、同意いただけない場合は毎年申請が必要となり、更新の申請がない場合は、軽減は取消となります。
4 世帯とはケーブルテレビ設置場所において、住居および生計を同じにしている集団であるものとします。
5 申請理由が「3. 月5日以上居住しない世帯」の場合は基本利用料が年払いになります。
6 高齢者単独世帯確認欄の添付書類の説明は次のとおりです。(一度申請すると自動継続となりますので毎年の申請は必要ありません)
1. 世帯表を記入してください。(記入のみ)
2. 運転免許証や健康保険証等の世帯全員の生年月日が確認できる公的機関が証明した書類の写しです。
7 月5日以上居住しない世帯確認のための添付書類の説明は次のとおりです。
1. 運転免許証や健康保険証等の申請者の現住所が確認できる公的機関が証明した書類の写しです。
2. 電気料金が少ない等により設置場所の住所に居住実態がないことを証明できる書類です。
3. その他、居住実態を確認するうえで必要な書類を求められた場合に提出する書類等です。
8 障害者を有する世帯確認のための添付書類の説明は次のとおりです。
1. 障害者手帳の写し ※初回の申請のみ必要
9 該当要件の詳細は次のとおりです。
1. 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている世帯
2. 満80歳以上の者のみで構成されている世帯
3. 1ヶ月のうち5日以上居住しない世帯(生活拠点が別にある)(世帯以外の会社事務所等は対象外である) ※毎年書類提出が必要
4. 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付を受けた身体障害者手帳に視覚、聴覚の障害の程度が、1級又は2級である者として記載されている者を有する世帯
5. 市民税非課税の世帯のうち、身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者を有する世帯
6. 市民税非課税の世帯のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に1級である者として記載されている者、または都道府県知事が交付する療育手帳に障害の程度がAである者として記載されている者を有する世帯
10 申請理由に該当しなくなった場合は、速やかに下記お問合せ先まで連絡して下さい。
11 非該当となった翌月以降に軽減した使用料がある場合は軽減した使用料をお支払いいただきます。また、罰則の対象となる場合があります。

罰則

- ①ケーブルテレビを停止する場合があります。
②5万円以上の過料に処する場合があります。

<お問合せ先> 〒778-0001
徳島県三好市池田町ウエノ 3114-3
(株)池田ケーブルネットワーク
0883-72-3399